



島根県報

令和3年11月30日（火）

号外 第 143 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人 事 課)	4
県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(教育庁総務課)	7
特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	9
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	(議 員 提 出)	10

公布された条例等のあらまし

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第39号）

◇県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第40号）

1 条例の概要

- (1) 職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）の期末手当の支給割合の改正

ア 令和3年度

(7) (イ)及び(ロ)以外の職員等

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の117.5	100分の107.5
特定管理職員	12月	100分の97.5	100分の87.5

(4) 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員（以下「再任用職員等」という。）

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の60	100分の55
特定管理職員	12月	100分の50	100分の45

(7) 任期付研究員及び特定任期付職員（条例第39号に限る。）

支給月	改正前	改正後
12月	100分の155	100分の145

イ 令和4年度以降

(7) (イ)及び(ロ)以外の職員等

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の117.5	100分の112.5
	12月	100分の107.5	100分の112.5
特定管理職員	6月	100分の97.5	100分の92.5
	12月	100分の87.5	100分の92.5

(4) 再任用職員等

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の60	100分の57.5
	12月	100分の55	100分の57.5
特定管理職員	6月	100分の50	100分の47.5
	12月	100分の45	100分の47.5

(7) 任期付研究員及び特定任期付職員（条例第39号に限る。）

支給月	改正前	改正後
6月	100分の155	100分の150
12月	100分の145	100分の150

- (2) 獣医師に係る初任給調整手当の支給期間及び支給月額限度額の改正（条例第39号に限る。）

	改正前	改正後
支給期間	採用の日から13年以内	採用の日から15年以内
支給月額限度額	50,000円	60,000円

- (3) 特別急行列車等の利用に係る通勤手当の特別料金等加算の支給対象職員に父母の介護等やむを得ない事情により住居を移転した職員を加えることとした。

2 施行期日

令和3年12月1日から施行することとした。ただし、1の(1)のイ、(2)及び(3)については、令和4年4月1日から施行することとした。

◇特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 条例の概要

期末手当の支給割合の改正（第2条関係）

(1) 令和3年度

支 給 月	改 正 前	改 正 後
12月	100分の160	100分の150

(2) 令和4年度以降

支 給 月	改 正 前	改 正 後
6月	100分の160	100分の155
12月	100分の150	100分の155

2 施行期日

令和3年12月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、令和4年4月1日から施行することとした。

◇議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 条例の概要

期末手当の支給割合の改正（第7条関係）

(1) 令和3年度

支 給 月	改 正 前	改 正 後
12月	100分の160	100分の150

(2) 令和4年度以降

支 給 月	改 正 前	改 正 後
6月	100分の160	100分の155
12月	100分の150	100分の155

2 施行期日

令和3年12月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、令和4年4月1日から施行することとした。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

島根県知事 丸山達也

島根県条例第39号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第15条の5第2項中「100分の117.5」を「100分の107.5」に、「100分の97.5」を「100分の87.5」に改め、同条第3項中「100分の60」を「100分の55」に、「100分の50」を「100分の45」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項中「13年」を「15年」に、「(第1号及び第2号)」を「(第1号から第3号まで)」に改め、同項第3号中「50,000円」を「60,000円」に改める。

第10条第3項中「、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で」を削り、「の通勤のため」を「通勤する特別急行列車等利用職員(第1項第1号又は第3号に掲げる職員で)」に、「以下」を「以下この項において」に、「とするもの」を「とするものをいう。次項において同じ。）」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、特別急行列車等利用職員のうち、次に掲げる職員の通勤手当の額の算出について準用する。ただし、第2号に掲げる職員が前項の適用を受けるときは、この限りでない。

(1) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員等給料表の適用を受ける職員となった者で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)から通勤するもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職

員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員

- (2) 父母の介護その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により住居を移転した職員で、当該移転後の住居から通勤するもの（人事委員会規則で定める職員に限り、前号に掲げる職員を除く。）

第15条の5第2項中「100分の107.5」を「100分の112.5」に、「100分の87.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の55」を「100分の57.5」に、「100分の45」を「100分の47.5」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「100分の117.5」を「100分の107.5」に、「100分の155」を「100分の145」に改める。

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「100分の107.5」を「100分の112.5」に、「100分の145」を「100分の150」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第3項中「100分の117.5」を「100分の107.5」に、「100分の155」を「100分の145」に改める。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第3項中「100分の107.5」を「100分の112.5」に、「100分の145」を「100分の150」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第

6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

島根県知事 丸山達也

島根県条例第40号

県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の117.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の60」を「100分の55」に改める。

第2条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「、第1項第1号又は第3号に掲げる教育職員で」を削り、「の通勤のため」を「通勤する特別急行列車等利用教育職員(第1項第1号又は第3号に掲げる教育職員で)に、「以下」を「以下この項において)に、「とするもの」を「とするものをいう。次項において同じ。)」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、特別急行列車等利用教育職員のうち、次に掲げる教育職員の通勤手当の額の算出について準用する。ただし、第2号に掲げる教育職員が前項の適用を受けるときは、この限りでない。

(1) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける教育職員となった者で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)から通勤するもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される教育職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める教育職員

(2) 父母の介護その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により住居を移転した教育職員で、当該移転後の住居から通勤するもの(人事委員

会規則で定める教育職員に限り、前号に掲げる教育職員を除く。)

第24条第2項中「100分の107.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の55」を「100分の57.5」に改める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で」を削り、「の通勤のため」を「通勤する特別急行列車等利用教職員（第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で）」に、「以下」を「以下この項において」に、「とするもの」を「とするものをいう。次項において同じ。）」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、特別急行列車等利用教職員のうち、次に掲げる教職員の通勤手当の額の算出について準用する。ただし、第2号に掲げる教職員が前項の適用を受けるときは、この限りでない。

(1) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他教育委員会規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となった者で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。）から通勤するもの（任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員

(2) 父母の介護その他の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情により住居を移転した教職員で、当該移転後の住居から通勤するもの（教育委員会規則で定める教職員に限り、前号に掲げる教職員を除く。)

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 11 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 41 号

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例（昭和 30 年島根県条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100分の160」を「100分の150」に改める。

第 2 条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 11 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 42 号

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第 1 条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成14年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100分の160」を「100分の150」に改める。

第 2 条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。